

# ごとう事務所通信

9

September  
2013

発行: 社会保険労務士ごとう事務所  
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3  
TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com  
発行日: 2013年9月10日

## 最新情報

### 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化！

若者に過酷な労働を強いて退職に追い込み、「使い捨て」にする、いわゆるブラック企業が社会問題となる中、厚生労働省は、長時間労働などへの監督指導や、労働者を対象にした電話相談といった取組を始めることを明らかにしました。厚生労働省が、いわゆるブラック企業への対策を行うのは初めてのことです。



#### 発表された3つの取り組みの柱

##### 1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います

- 9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施。
- 過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底。
- 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表。

##### 2 相談にしっかり対応します

- 9月1日に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する全国一斉の電話相談を実施。  
(フリーダイヤル 0120-794-713)
- 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

##### 3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します

- パワーハラスメント(パワハラ)によって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発。

※1の監督指導等は、具体的には、次のように実施することです。

- ① 労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。

#### 〔重点確認事項〕

- ・時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか。法違反が認められた場合は是正指導。
  - ・賃金不払残業(サービス残業)がないか。法違反が認められた場合は是正指導。
  - ・長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか。
- ② ①以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

労働基準法等の法令を遵守していない企業には、監督指導等が行われる可能性があるといえます。特に、労働時間の管理は重要です。

残業時間が多い、サービス残業があるといった不安がありましたら、ご相談ください。

## 新情報！

# 平成 25 年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

第 39 回中央最低賃金審議会において、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

### 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することになります。



### 平成 25 年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。ただし、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回っている地域については、それぞれ①の金額と②の金額とを比較して大きい方の金額とするとされています。

① ランクごとの引上げ額は、Aランク 19 円、Bランク 12 円、C・Dランク 10 円。

ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 最低賃金額が生活保護水準を下回っている 11 都道府県(北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫及び広島)については、その下回っている額(乖離額)の解消のために示された一定の措置を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額とする。

本年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 14 円になります(全国加重平均について、目安で2桁増とされたのは3年ぶり)。大幅な引上げとなりそうですが、デフレ脱却を目指す安倍政権は、最低賃金を引き上げることで消費を活性化し、持続的な経済成長を促すことを成長戦略に盛り込んでいます。経済団体関係者等の反発を抑え込んで、政権の意向が引上げを後押ししたといえます。

正式に決定された折には、各都道府県の地域別最低賃金の一覧表をご紹介します。

## お仕事 カレンダー

9/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事  
●8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30 ●8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
●7 月決算法人の確定申告・翌年 1 月決算法人の中間申告  
●10 月・翌年 1 月・4 月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より 厚生年金保険料の料率改定が行われました。社会保険料控除額の確認はお済みでしょうか？社会保険の定時決定の結果も考慮して適正な社会保険料控除を行ってください。不明な場合は後藤までご連絡を。